

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	XU Xuefei
学位	博士(法学)
学位記番号	新大院博(法)第33号
学位授与の日付	令和3年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	地域秩序の変容とネパールの外交政策 1955-1965 —マヘンドラ国王執政前期における インド、中国、米国三大国との外交関係—
論文審査委員	主査教授 真水 康樹 副査教授 稲吉 晃 副査教授 南島 和久 副査 防衛大学校 准教授 伊藤 融

博士論文の要旨

本論文は、1955年から1965年に期間を限定したうえで、ヒマラヤン・リージョンにおける地域秩序の変容という国際環境下におけるインド、中国、米国とネパールの外交的相互行為の視点から、ネパール外交について考察したものである。

第一章は、いわば前史として、19世紀中葉からマヘンドラ国王が即位する1955年にかけて、ネパールが「南の隣国」、つまり英国と英領インド、独立した直後のインドに追従していた外交関係が考察されている。本章では、英国撤退後も1950年の平和友好条約および秘密交換公文によって、勢力圏に等しいような形で、インドがネパール内政にまで強い影響力をもつ「特殊関係」が構築・維持されていたことが示されている。

第二章では、マヘンドラ国王が即位した1955年から総選挙による議会を基礎とするB.P.コイララ政権が発足する1959年2月までの期間において、ネパールとインド、中国、米国との相互行為が考察される。国王は多角外交を内容とする外交新方針を定め、インドから自立した外交を志向した。ネルー政権はネパールと諸外国との関係促進に比較的寛容な態度を取りながらも、これに対し不満と警戒を持っていた。一方、中国はインドとの良好な関係の維持を重視し、あくまでその枠組みのなかで行動していた。また、中国に対抗する意図をもつ米国の対ネパール援助は、インドの権益に触れない範囲で行われていた。

第三章では、中印関係が悪化した1959年から1962年までの期間における中国とネパール

との積極的な相互行為が検討されている。この時期、ネパールでは代議制民主主義の実践およびマヘンドラ国王と B. P. コイララ首相との外交方針をめぐる対立、国王の無血クーデタによる代議制民主主義の終焉やパンチャーヤットへの移行など、ネパールの国内政治に大きな影響を与えた一連の出来事が起こった。議会を解散させた後の国王は、中国に接近することでいっそうの外交的自立を模索した。インドとの国境画定交渉の実現を目指す中国も積極的にこの外交政策に呼応した。

第四章では、1959 年から 1962 年までの期間における米国とネパールとの積極的な相互行為、とりわけケネディ政権の対ネパール政策が重点的に検討されている。この時期、チベット反乱とダライ・ラマ十四世のインドへの亡命、中印国境問題の浮上ならびに米印協調関係の強化という地域情勢の激変により、ネパールの戦略的価値は急速に高まり、米国はこれに注目しはじめた。こうした理由から、クーデタを起こしたマヘンドラ国王を支持するのに、米国は躊躇しなかった。代議制民主主義を重視するインドとネパールとの関係は悪化したが、米国は戦略的観点から、インド・ネパール間の融和の維持に腐心することとなった。

第五章では、中印国境紛争でインドが中国に惨敗したこと、1964 年 5 月のネルー急逝にもなったインドにおける権力空白の発生などの要因によって、インドが一時的に弱体化した時期が考察の対象となる。インドは、1963 年から 1965 年にかけて、ネパールの内政に対する積極的な関与をしばらく断念せざるを得なかった。それはマヘンドラ国王が即位してから求め続けていた「内政面におけるインドの徹底的な排除」が実現されたことを意味していた。他方、中国とネパールの間では「対インド」という共通の利益が薄れたものの、この期間、中国とネパールは平和共存五原則にもとづいた友好関係を維持し協力関係を強化した。米国は南アジア全体の安全保障を考慮したうえで、ネパールにさらなる経済技術援助を提供したものの、それはあくまでインドの利益を越えないという範囲でのものであった。

本論文では、上記の構成と内容をもって、インド、中国、米国との相互関係のなかで、10 年に及ぶ期間のネパール外交のあり方が多角的かつ詳細に検討されている。

#### 審査結果の要旨

この分野における研究として、本論文の意義は、以下の 7 点にまとめることができる。

第一に、膨大な一次資料、また、非公刊の資料を用いて、この期間の歴史事実を丹念に再検証し、格段に信頼度の高い叙述を実現させたことである。渉獵の範囲は、主なものだけでも、Selected Works of Jawaharlal Nehru、元駐印ネパール大使関連一次資料（ネルー記念図書館）、J.F.Kennedy 大統領図書館資料（米国国立公文書記録管理局）、Foreign Relations of the United States（米国國務省広報局）、1959-1965 インド・ネパール関係資料

(中国外交部档案馆)、B.P.Koirala 元首相回顧録(トリプバン大学図書館)におよぶ。これら多様な資料を読破し多角的に用いた点は極めて高く評価される。

第二に、国際環境という点で 1955 年から 1965 年という時代を研究対象に設定したことである。この時期のヒマラヤン・リージョンには、英領インド・インドに加えて、中国と米国が地域秩序のアクターとして登場するようになった。また、この 10 年間に中印関係は蜜月から対立へ、米印関係は対立的なものから協調的なものに変化した。この二つの意味で地域秩序は変容したのである。また、別の視点から見ると、地域秩序に決定的な影響をあたえたチベット反乱と中印国境紛争が生じている。そのことで、強いインドと弱いインド、遠慮がちな中国と主導的な中国、無関心な米国と積極的な米国など、関連する大国の多様な相貌を研究対象に組入れることができた。

第三に、ネパール内政との関連で 1955 年から 1965 年という時代を研究対象に設定したことの意義である。マヘンドラ国王執政の前半にあたるこの時代、ネパールの政治制度は、絶対王制、代議制民主主義、翼賛体制であるパンチャーヤット制、と異なった代表性と政策決定性向を持ちうる多様な内政レジームを経験することとなった。この視点によって、ネパール外交は内政の観点からもいっそう詳細に分析されることとなっている。

第四に、外交的相互行為という着想の成果でもあるが、周辺大国であるインド、中国、米国における政策決定中枢の意図、判断、決定を踏まえ、それらとの相互関係のなかで、ネパールの外交を分析していることである。このことによって、ネパール外交は、一国の一方的な決定という単純なものではなく、多角的に考察され意義づけられることになっている。

第五に、従来は、インド・中国とネパールというトライアングルが基本的な認識枠組みであったが、米国を重要な関連国と位置づけることで、今日にまで視野のおよぶ、より正確で射程の長い認識枠組みを提供することになった。

第六に、中国共産党中枢における政策決定過程についても、最新の研究成果や公開資料を用いながら分析対象とすることで、ネパールと中国との外交関係のありようがいっそう明白な根拠を持って考察されている。

第七に、本論文の終章にあるとおり、上記の緻密な準備作業と、分析対象の確定、方法論によって、以下 5 点の分析結果を導きだしている。(1) インドがネパールを勢力圏と考える一方、ネパールは外交の自主性を追求したが、ネパールの自主性とはいっても、それは原理的には 1954 年の秘密覚書の範囲を逸脱することは不可能であったこと。(2) ネルーがマヘンドラ時代のネパール外交について相対的に寛容だったことは新しい発見であるとしても、インドの側もやはり 1954 年の秘密覚書の範囲を逸脱することをネパールに許さなかったこと。(3) 中国とネパールとの間には対インドという点で一定の協力関係が存在したが、中国にとってネパールが軍事的脅威になることはあり得ない一方で、中国はネパールにとって状況が

変わればいつでも軍事的脅威になりえたという点で、両国の「反インド」の度合いは明確に異なっており、中国・ネパール間の協力関係にも明確な限度があったこと。(4) 中国が南アジア地域における脅威となったと米国が認識したことで、米国はネパールに限定的な軍事援助さえ提供した。しかしながら、米国にとっての対ネパール友好は、中国封じ込めを前提とする地域秩序の維持、その要石としてのインドの利益の尊重を前提としたものであったこと。(5) 中国と米国の対ネパール認識および政策には、インドの利益を不必要に侵さないという点で一定の類似性があり、それは対インド自立という意味でのネパールの対大国外交の生存空間の範囲を定めることになったこと、である。

以上、XU Xuefei 徐学斐の博士論文「地域秩序の変容とネパールの外交政策 1955-1965 —マヘンドラ国王執政前期におけるインド、中国、米国三大国との外交関係—」は、主に上記7点に見られるように、マヘンドラ国王執政前期のネパール外交を、多角的な枠組みのなかで検討したという意義をもつ論文として評価できる。もちろん、外交的相互行為という概念がいまひとつ有効に活用されていない点、資料的制約のある論点について見られる過度に禁欲的とも取れる分析の踏み込み方など、なお不十分な点があることは確かである。しかしながら、複数の大国に囲まれるという特殊な国際環境をかかえるネパールという国を取り上げ、その外交政策について、内政という重要要因を掘り下げることがもとより、周辺大国のすべての政策決定にまで踏み込み、国際環境の激変という要素に注目しつつ、多角的な視点から分析したという点において、問題意識の一貫性は評価されるべきであり、それを支える各章の分析も明晰である。その基礎となった、広範な資料収集とその解読に費やされた努力も、十分に評価されるべきであろう。

なお、本論文はネパール外交について国際関係のなかで論じたものであり、政治外交史の論文であるといえる。そのことから、本論文は、博士（法学）の学位を授与することが適切であると判断した。

以上の審査結果から、本論文は博士（法学）論文としての水準に十分に達していると評価することができるというのが、本論文審査委員会の一致した結論である。